

資料 1

『方針案（素案）』

- ・これまでの審議を踏まえた、最終形（方針案）の素案になります。
- ・青い字は、事前送付資料からの変更部分です。

札幌市公園整備方針

～未来につなぐ、メリハリのある公園づくり～

■方針案（素案）■

平成 28 年度 緑の審議会（第 75 回）

平成 29 年（2017 年）1 月 11 日

平成 29 年〇月

札 幌 市

目次 本編

第1章	はじめに	3
1	公園の効果	3
2	現状の整理	4
(1)	公園整備の経緯	4
(2)	現状	6
(3)	課題	7
(4)	国の動き	10
3	方針策定の目的	11
4	方針の位置付け	13
(1)	位置付け	13
(2)	対象	13
(3)	方針の見直し時期	13
(4)	構成	14
第2章	基本的な考え	15
第3章	公園の将来像	17
1	公園の『配置』から見る将来像	17
2	公園の『種類』から見る将来像	18
(1)	街区公園	18
(2)	近隣公園	20
(3)	地区公園	21
(4)	総合公園、運動公園	22
(5)	都市緑地	23
(6)	特殊公園、緩衝緑地、緑道	24
(7)	公園種類間の関係	25
3	公園の『施設』から見る将来像	26

第4章 将来像の実現に向けた施策	27
1 公園の『配置』に関する施策	27
(1) 新規整備	28
(2) 拡張	30
(3) 統合	31
2 公園の『種類』に関する施策	32
(1) 街区公園	32
(2) 近隣公園	37
(3) 地区公園	38
(4) 総合公園、運動公園	39
(5) 都市緑地	40
(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道	40
(7) 公園の種類間の運用	41
3 公園の『施設』に関する施策	43
(1) 公園施設の見直し	43
(2) 札幌市公園施設長寿命化計画の活用	44
(3) 樹木について	44
(4) バリアフリー化	45
4 公園機能のさらなる充実へ	46
(1) 防災	46
(2) 景観	47
(3) 冬季間の利用	47

第5章 運用にあたって	48
1 地域ニーズ	48
2 公園の管理、運営	49
3 方針の効果検証	49

資料編

- 1 各種資料
- 2 本方針策定の過程（緑の審議会・パブリックコメント）

第1章 はじめに

1-1 公園の効果

公園^{※1}は、豊かな緑に覆われた空間や、市民がくつろいだり身体を動かしたりできる場を提供するなど、都市の住環境形成において必要不可欠な施設です。

公園の存在によって生まれる効果は多様であり、適切な公園の配置・整備・維持管理を行うことで、さらに公園のもつ効果が高まります。

【公園がもつ効果】

- ① 防災性向上効果：災害発生時の避難地等となることによって都市の安全性を向上させる
- ② 環境維持・改善効果：生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす
- ③ 健康・レクリエーション空間提供効果：心身の健康増進等をもたらす
- ④ 景観形成効果：季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みを形成
- ⑤ 文化伝承効果：地域の文化を伝承、発信する
- ⑥ 子育て、教育効果：子どもの健全な育成の場を提供する
- ⑦ コミュニティ形成効果：地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参加の場を提供する
- ⑧ 観光振興効果：観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす
- ⑨ 経済活性化効果：企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる

※国土交通省「都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成28年5月)」より引用



【大通公園・特殊公園・中央区】



【伏見もいわ山公園・街区公園・中央区】

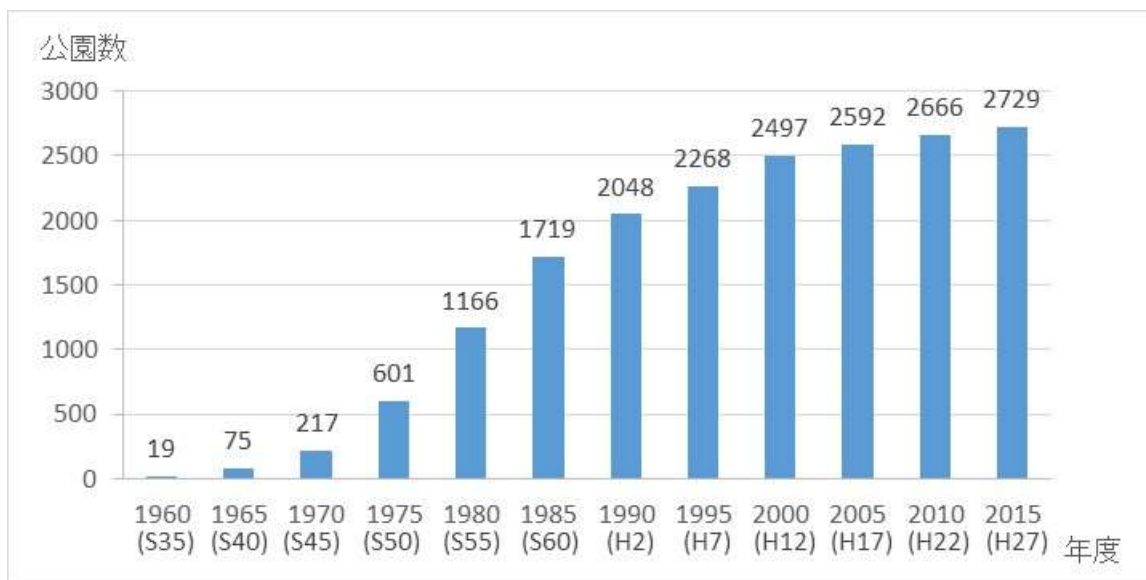
※1【公園】都市公園法における「都市公園」を、本方針では「公園」と表記する。

1-2 現状の整理

(1) 公園整備の経緯

本市の公園の歴史は、明治4年に「大通公園」の前身である「火防線」、および「偕楽園」（現在の清華亭周辺）を設けたことに始まります。その後、明治・大正・昭和初期にかけて、円山公園や中島公園などの整備が進められてきました。そして、昭和32年には「札幌市都市公園条例」が制定され、都市公園の整備が本格化することになります。特に、昭和47年の札幌オリンピックの開催や政令指定都市への移行等に伴い、市街地の拡大が続くなかで、昭和50年からの「児童公園100ヶ所作戦」等の実施により、身近な公園の整備が急速に進みました。その結果、都市公園の数は昭和55年に1,000箇所を、平成2年には2,000箇所を突破するに至っています。加えて、「環状グリーンベルト構想」や、「1区1総合運動公園の配置」の考え方にに基づき、前田森林公園や平岡公園、五天山公園などの大規模公園が計画的に整備されてきました。

また、整備後の公園については、平成元年から実施した「大通公園リフレッシュ事業」等、大規模公園の再整備のほか、「個性あふれる公園整備事業」や「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」など、身近な公園についても地域住民の要望を広く取り入れた再整備を行い、公園の魅力向上を図っています。



【都市公園数の推移】

【公園整備に関する主な計画や事業】

- ① **開発行為^{※1}に伴う公園造成**：1968年（昭和43年）～
 - ・都市計画法に基づき、開発行為面積の3%以上を公園等として整備する制度
- ② **「住区整備基本計画」に基づく整備**：1973年（昭和48年）～
 - ・生活圏の広がりに応じた公共施設の計画的な整備のための道路・学校・公園の総合施設配置計画
- ③ **「児童公園100ヶ所作戦」**：1975年（昭和50年）～（10年間）
 - ・児童公園（現在の街区公園）を年間100ヶ所新規整備する事業
- ④ **「環状グリーンベルト構想」**：1982年（昭和57年）～
 - ・札幌の自然条件を活かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想
- ⑤ **「個性あふれる公園整備事業」**：1993年（平成5年）～
 - ⇒ **「地域と創る公園機能再編・再整備事業」**：2011年（平成23年）～
 - ・老朽化した身近な公園を対象に、地域のニーズを取り入れて再整備を行う事業
 - 【437公園実施（平成27年度末時点）】
- ⑥ **「1区1総合運動公園の配置」**：1999年（平成11年）～
 - ・第2次札幌市緑の基本計画に基づき、概ね各区に1総合公園と1運動公園を配置する計画
- ⑦ **「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」**
 - ：2007年（平成19年）～2011年（平成23年度）
 - ・住民参加による手法により、市民の意見を積極的に取り入れた「みんなにやさしい公園づくり」の取組として、バリアフリー公園やキッズコーナーを整備 【11公園実施】



【個性あふれる公園整備事業
（北野まきば公園・清田区）】



【キッズコーナー
（小野幌くりの木公園・厚別区）】

※1【開発行為】主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

(2) 現状

平成 27 年度末時点で、本市の都市公園数は 2,729 箇所、面積は 2,467ha となり、政令指定都市の中で都市公園数が最も多くなっています^{※資料 a}。また、市民一人当たりの公園面積は 12.7 m²、市街地^{※1}では 9.7 m²であり、札幌市都市公園条例で定める標準面積 13 m²以上/人、市街地 10 m²以上/人に近づいてきています。

また、日本の都市公園 100 選にも選ばれている「大通公園」、2002 年度グッドデザイン大賞を受賞した故イサム・ノグチ氏の設計による「モエシ沼公園」のほか、平成 23 年度都市公園コンクールにおいて国土交通大臣賞を受賞した「創成川公園」など、様々な特色のある公園を設置してきました。

平成 28 年度に実施した「みどりに関する市民アンケート調査」では、公園に概ね満足していると感じる人の割合が約 69.8%となり、「札幌しみどりの基本計画^{※2}」で定めた目標値(65%)を上回っています^{※資料 b}。

【公園の種類^{※資料 c}ごとの面積・箇所数^{※3}】

種類	箇所数	面積(ha)	例
街区公園	2,395	311	山鼻公園、さつき公園、北野もみじ公園
近隣公園	145	245	緑ヶ丘公園、篠路駅前西公園、二十四軒公園
地区公園	26	142	太平公園、美香保公園、清田南公園、豊平公園
総合公園	10	446	中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園
運動公園	4	54	屯田西公園、手稲稲積公園
特殊公園	13	154	大通公園、旭山記念公園、科学館公園
都市緑地	126	601	豊平川緑地、麻生緑地、石山緑地
緩衝緑地	1	16	星観緑地
緑道	7	18	西野緑道、手稲緑道、あいの里緑道
広域公園	2	480	真駒内公園、滝野すすらん丘陵公園
合計 [※]	2,729	2,467	

※札幌市所管公園は、広域公園2箇所を除く計 2,727 箇所、面積 1,987ha である

※1【市街地】(記載予定)

※2【みどりの基本計画】都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める緑に関する総合的な計画。札幌市では、平成 23 年に改訂されている。

※3 平成 27 年度末時点(参考資料参照)

(3) 課題

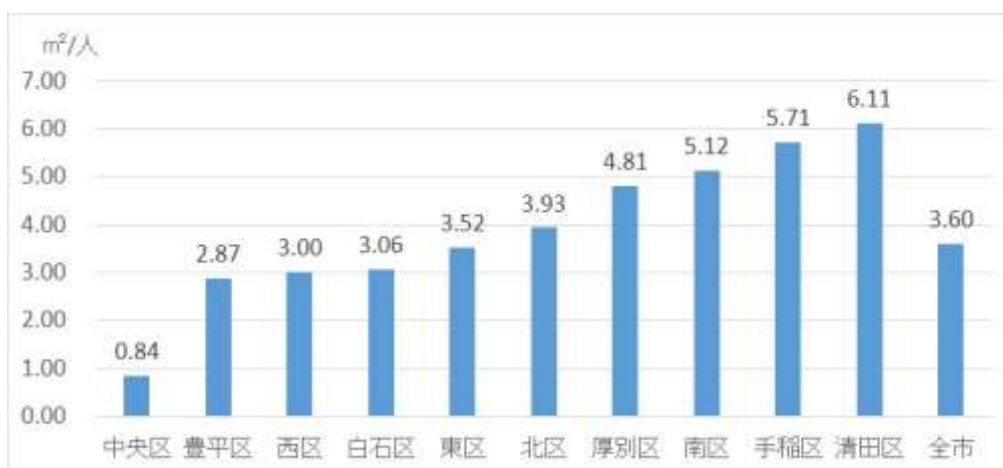
市街地の形成過程や、近年の社会情勢の変化等によって、本市の公園では、主に以下の課題を抱えています。

① 地域間で、公園の整備状況に偏りがある。

- 中央区等古くからの市街地（既成市街地）には、身近な公園が不足している地域がある。
- 郊外の住宅地の中には、狭小な公園が密集している地域がある。

前述のとおり、市民一人当たりの公園面積は一定程度充実してきていますが、公園の整備水準は地域によって大きな差が生じています^{※資料 d}。例えば、中央区では住区基幹公園^{※1}の一人当たり公園面積が 0.84 m²と極めて低く、公園が十分に整備されているとはいえない状況です。

また、本市では、主に小規模な開発行為に伴って造成された 1000 m²未満の狭小公園が都市公園の約半数を占める^{※資料 e}上、狭小な公園が密集している地域が多数みられます。狭小公園は、設置できる施設や機能が限定されてしまうことから、公園の利用が少ない傾向があります^{※資料 f}。



【区別一人当たりの住区基幹公園の面積^{※2}】

出典：札幌市の公園・緑地(平成 28 年度)

※1 【住区基幹公園】街区公園、近隣公園、地区公園

※2 平成 27 年度データ

② 公園施設の老朽化が進んでいる。

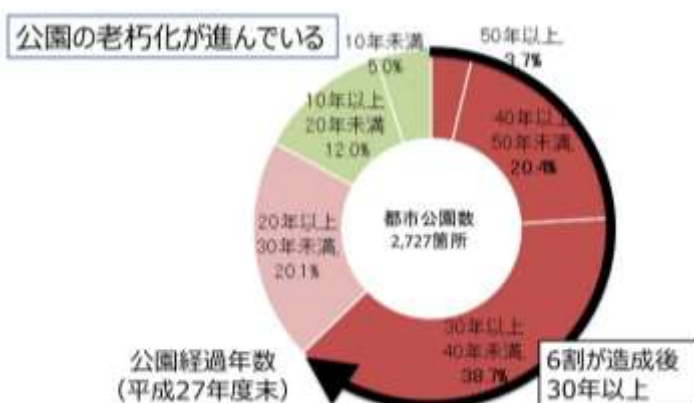
- 概ね 6 割の公園が、設置から 30 年を経過している。
- 施設数が多いことから、更新や維持管理の負担が多大となっている。

本市では、設置から 30 年以上経過した公園が約 6 割を占め、さらに 10 年後には約 8 割を占める見込みとなっています。

また、本市の公園に設置されている遊具や、ベンチ、トイレ等の公園施設は約 10 万施設あることから、老朽化に伴う施設の更新や、日常的な維持管理が大きな負担となっています。

そして、公園に設置されている遊具の中には、国が定める現在の安全規準^{※1}に適合していないものもあります。

【都市公園の経過年数】



【公園の施設量^{※2}】

公園施設の種類	施設数	内容
園路広場	約 6,500	縁石、舗装等
修景施設	約 3,500	花壇、噴水、パーゴラ、藤棚等
休憩施設	約 25,000	ベンチ、あづまや等
遊戯施設	約 16,000	ブランコ、すべり台、砂場等
運動施設	約 1,500	野球場、テニスコート等
教養施設	約 500	ステージ、デッキ、記念碑等
便益施設	約 3,500	水飲み場、売店、便所等
管理施設	約 45,000	照明施設、外柵、管理事務所等
合計	約 101,500	

出典：札幌市ホームページ「札幌市公園施設長寿命化計画の概要」

※1 【現在の安全規準】 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版：国土交通省）

※2 平成 26 年度末時点

③ ニーズの変化と機能重複

- ・地域ニーズとのずれ等により、利用の少ない施設が増加している。
- ・近接する街区公園で機能重複が見られる。

かつて、「街区公園」は、主に子供の利用を想定した「児童公園」と呼ばれ、遊具（ブランコ・すべり台・砂場等）を中心に画一的な整備が進められてきました。そのため、街区公園が近接する場所では、公園の機能に重複（同じ遊具が設置されている状況）が見られています。

このような地域では、居住している人の年齢構成の変化等に加え、周囲の大きな公園に利用が集中してしまうことにより、利用の少ない公園が多く存在します。

【近接する公園で機能重複】



【すべり台を有する公園が、半径 250m 内に密集している事例】

(4) 国の動き

我が国の都市公園事業は、少子高齢化や人口減少等、社会状況が大きく変化している中、効率的な整備、老朽化した施設の適切なメンテナンスといった様々な課題を抱えており、これに対応するため、国土交通省によって、都市公園に関する指針や今後の方向性についての考え方等が示されています。

平成 24 年には「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」がとりまとめられ、地方公共団体等における、公園施設の長寿命化計画^{※1}に関する基本的な考え方や計画策定の手順等が示されました。この指針（案）では、「地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは同一公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じて、メリハリをつけてストックマネジメント^{※2}を行っていくことが望ましい」とうたわれています。

また、平成 28 年には、都市公園をはじめとする緑とオープンスペース^{※3}政策の今後のあり方について示す「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」^{※4}がとりまとめられました。この中では、都市公園の整備に関するものとして、

- ・周辺の二一ズ、社会状況の変化等に応じた都市公園の再編などの都市全体の中での効果的な活用、連携を図ること
- ・依然として緑とオープンスペースが不足している地域では、地域の特性に応じた多様なデザインによる都市公園の戦略的な整備等を推進すること

が重視すべき観点として指摘されています。

※1【公園施設の長寿命化計画】（記載予定）

※2【ストックマネジメント】既存の建築物やインフラ施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと

※3【オープンスペース】公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない空間

※4「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ

1-3 方針策定の目的

本方針は、これまで個別に進めてきた公園の整備に対する考え方等を、市の総合的な取り組みとして体系化するための方針であり、以下の2つを主な目的としています。

①「札幌市みどりの基本計画」の公園整備に関する内容の具体化

「札幌市みどりの基本計画（H23 改定～H32）」に位置づけられている計画の柱4「公園の魅力の向上」のうち、公園整備に関する推進プログラムを実現するための具体的施策を示すものです。

【本指針が対象とする推進プログラム】

- 1 0 - 2 市民の満足度を高め愛着をはぐくむ公園の運営と施設の見直し
(※本方針では「施設の見直し」のみ対象)
- 1 1 - 1 大規模公園の機能の充実
- 1 1 - 2 身近な公園の効果的な配置
- 1 1 - 3 すべての人にやさしい公園づくり
- 1 1 - 4 都市景観に配慮した公園づくり
- 1 1 - 5 災害に強いまちづくりに資する公園づくり
(※本方針では「災害に強い公園づくり」のみ対象)
- 1 1 - 6 環境保全に資する公園づくり
- 1 2 - 3 冬季間における公園の活用の促進

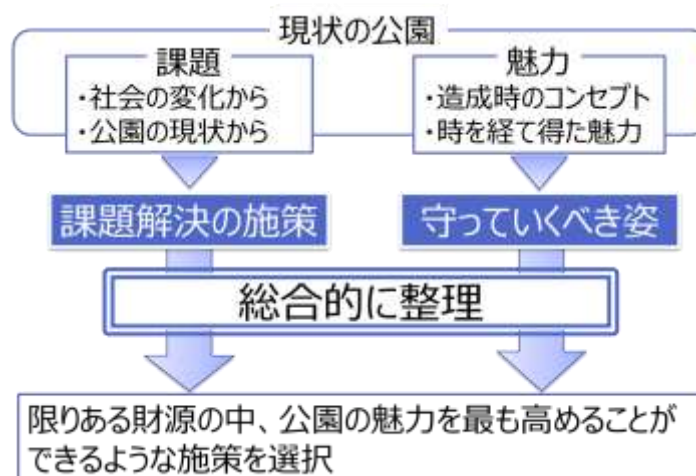
② 公園整備の考え方の総合的な整理

現状の公園には、前述したような「課題」があります。

その解決には「新しい公園の整備」や「既存の公園の整備」を通じて、施策を講じていきますが、限りある財源の中、効果的、効率的に進めていくためには、その二つの整備の考えを統一したり、バランスを図ったりする必要があります。

一方で、既存の公園には、造成時のコンセプトに加え、「年月をかけて形成された樹林」や「地域活動の場として定着した広場」等の“時を経て得た魅力”があることから、これらの特徴を守りつつ、さらに伸ばしていくことも重要です。

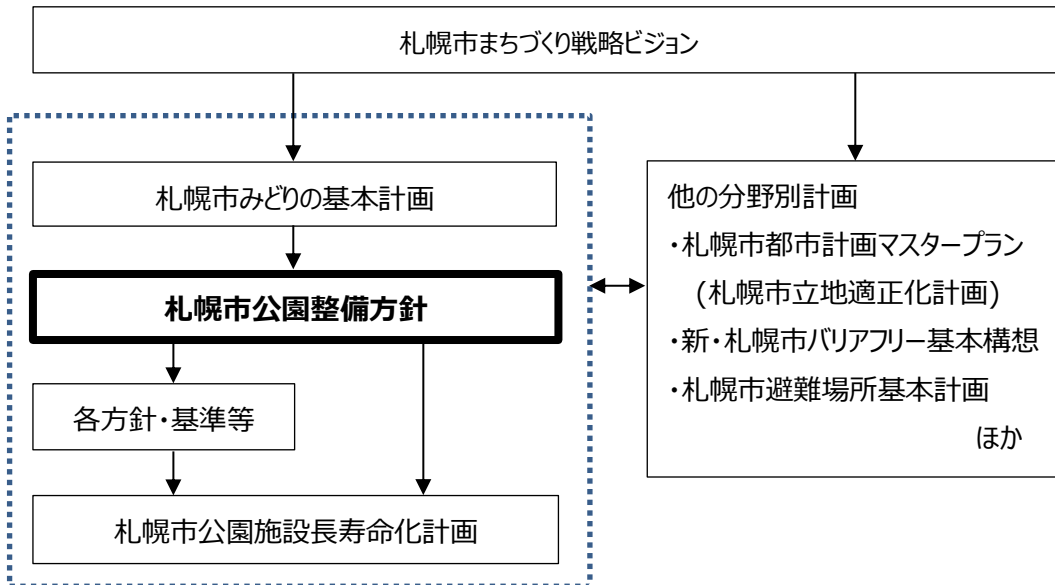
本方針は、“課題解決の施策”と“守っていくべき姿”等のさまざまな考えを総合的に整理し、これからの公園整備のあるべき姿を示し、公園の魅力を一層高めていくものです。



1-4 方針の位置付け

(1) 位置付け

本市では「札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25～H34）」※1のもと、様々な個別計画を策定しています。本方針はみどり分野の個別計画である「札幌しみどりの基本計画」を上位計画とし、他の分野別計画との整合性も図っています。



(2) 対象

札幌市建設局所管の都市公園および公園施設とします。

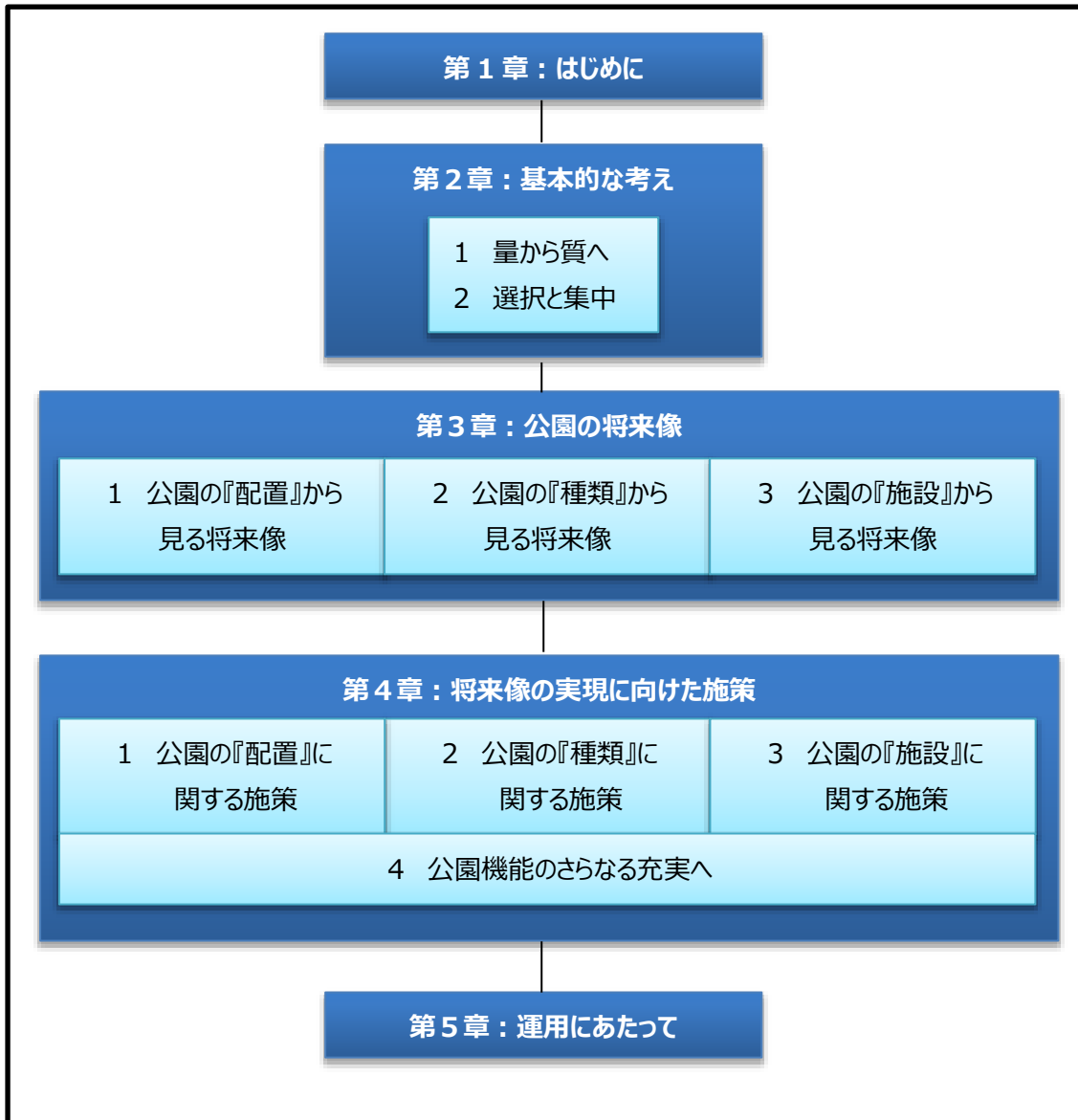
(3) 方針の見直し時期

「札幌しみどりの基本計画」の改定等にあわせて、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

※1【札幌市まちづくり戦略ビジョン】まちづくりの基本的な指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる総合計画。

(4) 構成

本方針は、公園の「配置」「種類」「施設」の3つの観点から公園整備の将来像を示したうえで、その実現に向けた施策を示す流れで構成されています。



第2章 基本的な考え

本方針における「基本的な考え」は以下の2点です。

① 量から質へ

前述のとおり、これまで「児童公園 100ヶ所作戦」や「環状グリーンベルト構想」等によって、本市では公園の「量」を増やす取り組みを積極的に進めてきました。その結果、政令指定都市の中で都市公園の数が最も多くなり、総量としては一定程度の充実をみています。

そこで、今後は、公園整備の必要性が高い地域以外は、公園を新しく作っていくことよりも、既存の公園が持つ様々な機能（レクリエーション機能や景観形成機能等）をより一層高め、効果的な公園機能の再編を図るなど、公園の「質」を高めていく整備を行うことが重要な視点と考えています。



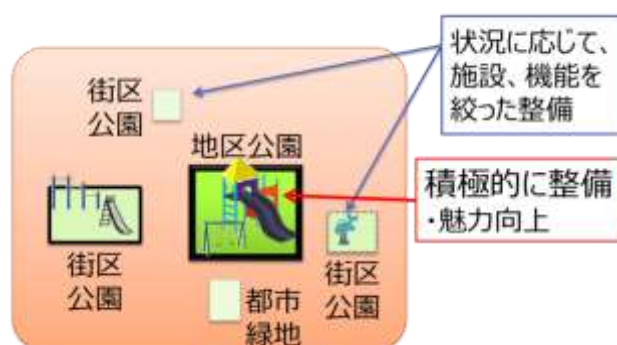
【量から質へ イメージ】

② 選択と集中

本市では、平成 17 年度に経済活動を主に支える生産年齢人口が減少に転じました。今後も加速することが見込まれる生産年齢人口の減少傾向が、労働力や企業の生産活動など都市の活力に影響を与え、その結果、市税収入などの財源が落ち込むことが懸念されています。

また、市全体の人口もここ数年のうちに減少に転じると予測されている一方で、中央区では今後も人口増加が見込まれるなど、地域ごとの人口動態や年齢構成は様々です。

このような中、将来にわたり誰もが公園の魅力を楽しめるよう、地域の特性や公園の整備状況等を考慮した上で、利用が多く、面積が大きい等、必要性の高い公園、施設等を「選択」し、そこに新規整備や再整備等を「集中」することで、メリハリの効いた事業を展開していきます。



【選択と集中 イメージ】

【アセットマネジメントについて】

本方針の基本的な考えは、限られた予算条件の下で、効率的かつ効果的な社会資本の運用、管理ができるプロセスとされる「アセットマネジメント」の考えを取り入れています。

■ 本方針における、公園整備に関するアセットマネジメントの考え

「限られた予算の中、市民の最大の満足をつむため、公園の維持管理や施設の更新、長寿命化に加え、公園機能の見直し、施設の適正配置等、あらゆる手段を総合的に用いながら、公園を効率的・効果的に整備・管理・運営する」

アセットマネジメントの特徴のひとつに、“あらゆる手段を総合的に用いる”考え方があります。これは、例えば、後述の「補完」の「足りない公園種類があれば、他の公園種類で補ってしまう」のような“柔軟な発想”につながる考えとなります。

第3章 公園の将来像

公園の「配置」「種類」「施設」の3つの観点から公園整備の将来像を示します。

3-1 公園の『配置』から見る将来像

公園の配置（位置や面積等）から見た将来像を設定します。

<現状・課題>

- ・公園数は政令指定都市第1位で、札幌市都市公園条例で定める市民一人当たりの標準面積もほぼ達成している(達成率約98%)
 - ・住区整備基本計画に基づいて整備が進められた郊外住宅地では街区公園が充足しているものの、一方で、既成市街地の一部などでは、街区公園が少ない。
 - ・小規模な住宅開発が多かった地域では、比較的利用が少ない狭小の街区公園が密集している。
- ~~「1区1総合運動公園の配置」の考え方に基づき、総合公園と運動公園は既に計画的に整備されている。~~

公園の配置の目標とする将来像

- ①既成市街地等においても、「地域に必要な公園機能」が確保されている。
- ②公園が密集している地域では、近接した公園で「地域に必要な公園機能」が分担されているか、密集している状態が解消されている。

○ 本方針における「地域に必要な公園機能」

公園機能	基本的に必要な施設
環境保全	植栽などのみどり
景観形成	
コミュニティ形成	広場、およびベンチ等の休養施設 (地域住民の交流の場となる施設)
レクリエーション	遊具、および広場 (地域の子どもの外遊びや地域行事の場となる施設)
防災	広場(避難場所、延焼防止)

3-2 公園の『種類』から見る将来像

公園の種類（表1参照）ごとに、目標とする将来像を設定します。

（1）街区公園

<基本的な位置づけ>

- ・主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園
- ・誘致圏^{※1}250m 標準面積 2,500 m²

<現状・課題>

- ・2,395箇所^{※2}あり、都市公園全体の約9割を占める。
- ・1,000 m²未満の狭小公園が約6割ある。これら狭小公園は、設置できる施設や機能が少なく、利用も少ない傾向がある。
- ・かつては「児童公園」という位置付けであったため、遊具を主体とした公園が多く、公園が密集している地域では同じ遊具が設置されているなど、機能の重複が見られる。



【標準的な面積：もみじ台のうさぎ公園
(厚別区・2,432 m²)】



【狭小公園：手稲にじ公園
(手稲区・166 m²)】

街区公園の目標とする将来像

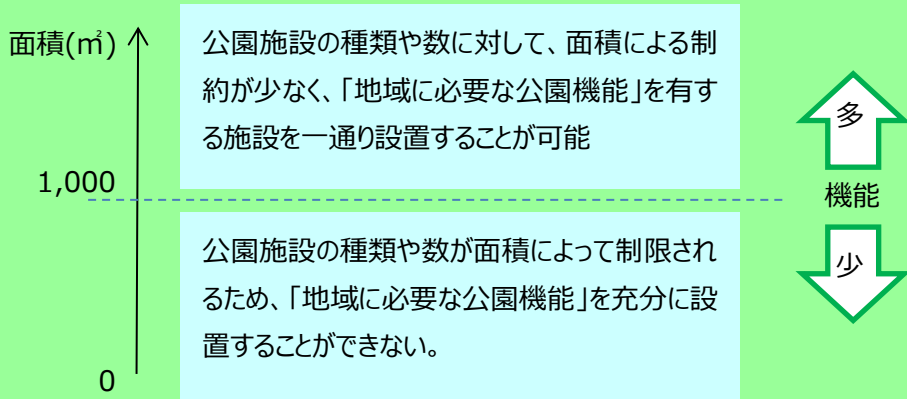
- ①1,000 m²以上の公園には、「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ②複数の公園が密集している場合には、地域ニーズや特性、配置状況等を踏まえた機能分担が図られており、利用目的により公園を選ぶことができる（子どもからお年寄りまで誰もが利用できる公園や、特定の機能に特化した公園など）。
- ③公園の面積や周辺の公園の配置状況等に応じて、整備内容・手法等のメリハリがついている。

※1 【誘致圏】 その公園の主たる利用者が居住する範囲

※2 平成27年度末時点

■ 街区公園の面積の考え方

面積の小さい公園は、設けることができる施設や機能が限られてしまいます。効果的な公園整備を進めていく上で、「地域に必要な公園機能」を最低限確保できる公園の面積を 1000 m²とします。



【「地域に必要な公園機能」を仮想配置した 1,000 m²のモデル図】

(2) 近隣公園

<基本的な位置づけ>

- ・主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園
- ・誘致圏 500m 標準面積 2ha

<現状・課題>

- ・145 箇所^{※1}
- ・無料の多目的広場や運動施設（テニスコート等）を有する公園が多い。
- ・一部の公園では、遊具が無いなど、「地域に必要な公園機能」に不足がみられる。



【真駒内曙公園（南区・11,455 m²）】



【上野幌西公園（厚別区・20,780 m²）】

近隣公園の目標とする将来像

- ①「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ②地域の中心となる公園で、地域ニーズに合った、利用の多い公園である。特に、小学生にとっては校区内における中心的な公園になっている。
- ③広さを活かした施設（多目的広場等）があるなど、街区公園よりも幅広い利用目的に対応している。

※1 平成 27 年度末時点

(3) 地区公園

<基本的な位置づけ>

- ・徒歩圏内の住民を対象とし、スポーツ施設や休憩施設が設置される公園
- ・誘致圏 1km 標準面積 4ha

<現状・課題>

- ・26箇所^{※1}
- ・有料の運動施設（軟式野球場等）や駐車場を有する公園が多い。
- ・公園ごとに個性があり、主たる公園施設や利用形態が大きく異なる。
 - 例) 遊具や広場を主体とした公園
 - 樹林等を主体とした公園
 - 運動施設を主体とした公園
- ・一部の公園では、遊具が無いなど、「地域に必要な公園機能」に不足がみられる。



【常盤公園（南区 54,733 m²）】



【富丘西公園（手稲区 51,280 m²）】

地区公園の目標とする将来像

- ① 「地域に必要な公園機能」が全て備わっている。
- ② それぞれの公園が持っている特徴・個性が活かされており、また、地域ニーズにも合っている。
- ③ 広さや個性を活かした施設（広場、散策路、運動施設等）が設置され、街区・近隣公園よりも、幅広い利用目的に対応している。

※1 平成 27 年度末時点

(4) 総合公園、運動公園

■ 総合公園

<基本的な位置づけ>

- ・休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用する公園
- ・標準面積 10～50ha

<現状>

- ・10箇所^{※1}(将来的に11箇所^{※2}となり、全区に配置される)
- ・個性豊かである。
- ・有料運動施設も多く設置されている。



【百合が原公園（北区・253,140㎡）】

■ 運動公園

<基本的な位置づけ>

- ・野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園
- ・標準面積 15～75ha

<現状>

- ・4箇所^{※1}
- ・有料運動施設が多く設置されている。



【手稲稲積公園（手稲区・181,503㎡）】

総合公園、運動公園の目標とする将来像

- ①多くの市民・観光客等が訪れるような、魅力あふれる公園となっている。
- ②それぞれの公園が持つコンセプトや、特徴・個性等が活かされている。

※1 平成27年度末時点

※2 平成28年度現在、厚別山本公園を造成中

(5) 都市緑地

<基本的な位置づけ>

- ・都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地

<現状>

- ・125箇所^{※1}
- ・公園の面積は大小さまざま（316 m²～124ha）。
- ・緑の保全等が重視されている一方で、造成時の様々なニーズも反映されており、遊具や運動施設等様々な施設が設置されている例も多い。



【豊平橋南緑地（豊平区・2,302 m²）】



【北野緑地（清田区・20,081 m²）】

都市緑地の目標とする将来像

都市の自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、公園ごとの規模や状況等に応じた利用もなされている。

※1 平成27年度末時点

(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道

■ 特殊公園

<基本的な位置づけ>

- ・自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園

<現状>

- ・13 箇所^{※1}



【平岡樹芸センター
(清田区・29,210㎡)】

■ 緩衝緑地

<基本的な位置づけ>

- ・住居地と工場地帯等を分離することが必要な場所に設けられる公園

<現状>

- ・1 箇所^{※1}



【星観緑地
(手稲区・154,783㎡)】

■ 緑道

<基本的な位置づけ>

- ・災害時の避難経路の確保や歩行者等が安心して通行するために設けられた帯状の緑地

<現状>

- ・7 箇所^{※1}



【北郷緑道
(白石区・約 2km)】

特殊公園、緩衝緑地、緑道の目標とする将来像

それぞれの位置付けや状況に応じて求められる機能が備わっている。

※1 平成 27 年度末時点

(7) 公園種類間の関係

<基本的な位置づけ>

- ①住区基幹公園（歩いていける範囲の住民が利用することを目的とした身近な公園）
…街区公園、近隣公園、地区公園
- ②都市基幹公園（市全域の住民が利用することを目的とした公園）
…運動公園、総合公園
- ③その他
…都市緑地、特殊公園、緩衝緑地、緑道

公園種類間の目標とする将来像

公園の種類毎に定められている役割を果たしながらも、地域に必要な公園機能を確保するため、種類間で柔軟な活用がされている。

3-3 公園の『施設』から見る将来像

表〇「公園の施設量」で示したとおり、公園には、遊具や、ベンチ、トイレ、築山^{※1}、樹木等をはじめとして様々な施設があります。この公園「施設」から見た目標とする将来像を設定します。

<現状・課題>

- ・公園施設の数、樹木を除いて約 10 万施設あり、非常に多い。
- ・施設の老朽化が進行し、整備や維持管理に係る負担が増大している。
- ・近接する公園間の施設内容の重複や、地域ニーズとのずれ等によって、公園施設の利用頻度が低下している公園がみられる。
- ・バリアフリーや、遊具の新しい安全規準などに適合していない施設がある。



【外柵フェンス（老朽化・破損）】



【トイレ（老朽化・バリアフリー未対応）】

公園の施設の目標とする将来像

- ①公園の種類や規模、周辺の状況や利用量等から見て適切な施設の量となっている。
- ②公園施設の整備や維持管理が計画的に行われ、施設の安全が確保されている。
- ③バリアフリーに対応しているとともに、各種施設の最新の安全規準等に適合している。

※1【築山】人工的に作った山

第4章 将来像の実現に向けた施策

第3章で掲げた将来像を実現するための、**具体的な**施策を本章で示します。

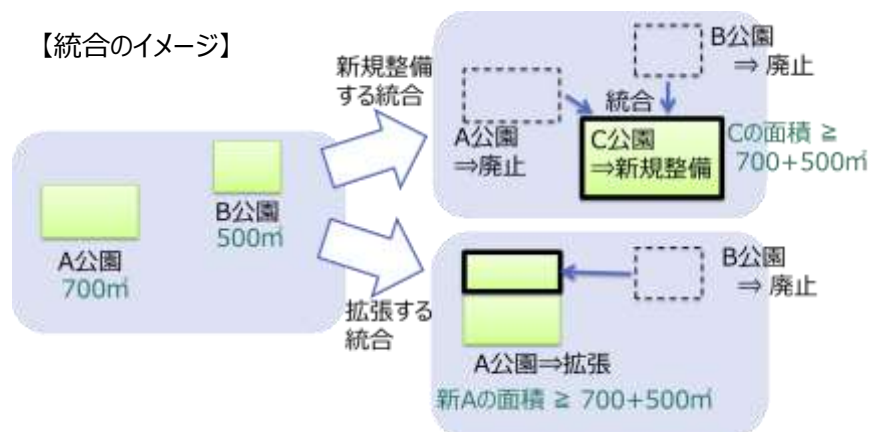
4-1 公園の『配置』に関する施策

公園の配置の将来像を実現するための、施策を示します。

【公園の配置に関する用語】

名称	整備内容
新規整備	新しく公園をつくる
拡張	既存の公園を広げる
統合	複数の既存の公園を合わせて1つの公園をつくる
廃止	既存の公園を無くす、縮小する

※「廃止」については、都市公園法第16条により「みだりに廃止してはならない」とされており、公園の廃止については、本方針では検討しない。



(1) 新規整備

新規整備

- ①街区公園以外の公園については、基本的に新規整備を行いません。
- ②街区公園の新規整備は、人口動態やまちづくりに関する方針、公園の整備状況などから、必要性が高い地域に限って実施します。
- ③街区公園を新規整備する際は、「地域に必要な公園機能」を一通り確保できる最低面積として概ね 1,000 m²以上を確保するように努め、また札幌市都市公園条例で定める街区公園の標準面積 2,500 m²程度の確保を目指します。

【全体について】

○札幌市全体の施策に関連する場合等は、別途実施を検討する。

例)再開発^{※1}等、面的なまちづくりに関する事業

【①について】

○街区公園以外の公園については、~~1区1総合運動公園の配置等整備計画がほぼ達成されていること~~、面積の大きな公園が多いことから整備や維持管理のコストが負担となること、市全体の総量としては充実していること等から、新規整備は基本的には行わない。

【②について】

○都市計画法に基づく、開発行為に伴う新規整備は行う。

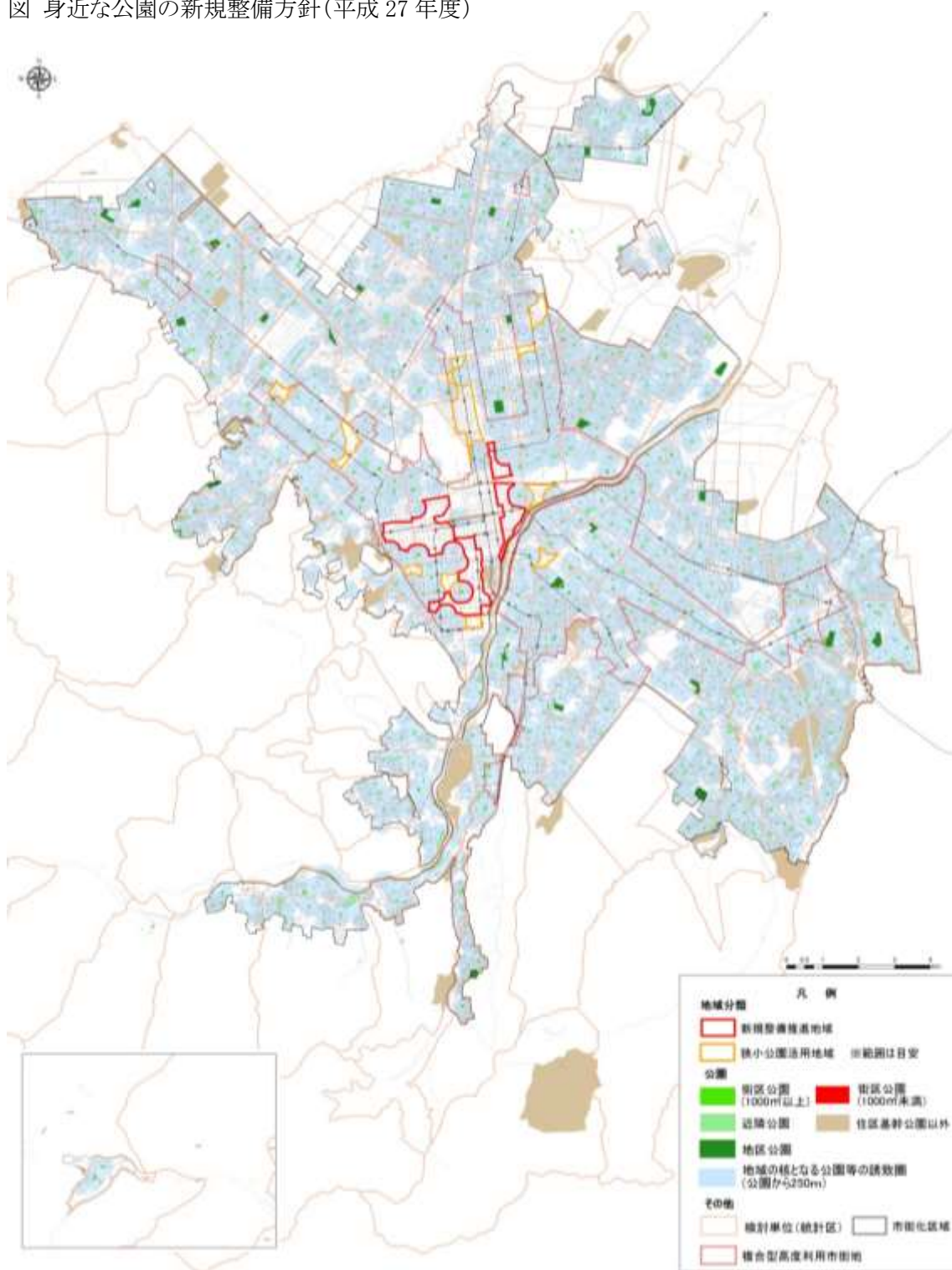
○街区公園の新規整備が必要と判断される地域の考え方については、H27年度に策定された「身近な公園の新規整備方針」^{※資料5}による。

○周辺の公園状況から、標準面積 2,500 m²以上の公園の必要性が高いと考えられる場合には、用地の状況(形状や取得費等)などを踏まえた上、検討する。

~~○本方針により、「1区1総合運動公園の配置」の考えに基づく整備は、現在造成中の「厚別山本公園」をもって完了とする。~~

※1【再開発】既存の市街地を再整備すること

図 身近な公園の新規整備方針(平成 27 年度)



地域の分類	新規整備の必要性	整備手法の考え方
新規整備推進地域	高	新規整備と狭小公園の拡張の両方を推進する。
狭小公園活用地域	中	狭小公園の拡張を目標とする。 新規整備は、状況に応じて検討する。
新規整備対象外 (上記以外)	低	基本的に新規整備は行わない。

(2) 拡張

拡張

- ①新規整備の考え方に準じて実施します。
- ②拡張の対象とする既存の公園は、基本的に 1,000 m²未満の街区公園とし、拡張によって、「地域に必要な公園機能」を一通り確保することを目指します。

【①について】

○土地の整形(防火水槽^{※1}敷地等との一体化、接道の改善^{※2}等)、既存施設・樹木の保全等、既設公園の課題の改善が必要な場合、特別な事情がある場合は別途検討する。



【北 24 条第 1 公園・北区・拡張前 654 m² (左写真：拡張予定地)
⇒拡張後 1,251 m² (右写真)】

※1 【防火水槽】 消火用の水を地中に蓄えておくための水槽

※2 【接道の改善】 (記載予定)

(3) 統合

統合

特に地域のニーズが高く、公園の機能向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するようなケース等、効果が充分に見込める場合に限定して統合を検討します。

- 統合は、維持管理の集約や、広場等面積を要する施設が設置できるようになる等のメリットがある一方で、既存の公園の廃止による近隣住民への影響や、統合に伴う整備の費用、調整に要する時間を伴う等、課題も少なくないことから、その費用対効果を十分に検討する必要がある。
- 再開発等の面的なまちづくりの事業のほか、地域が主体的な取組をしていること、広い公園が不足する地域であること、札幌市立地適正化計画における「集合型居住誘導区域」であること等の条件が揃う場合が、統合の効果が充分見込めるケースといえる。
- 統合は、標準面積を確保し、誘致圏の考えに基づく理想的な配置に近づくよう進める。なお、都市公園法の規定に沿い、公園面積の合計は減らさないよう、留意する。
- 機能分担など、現況の公園のままでも、統合に近い効果を引き出すことができるケースもある。公園密集地域では、当面、「統合」よりも「機能分担」を中心に実施する。(機能分担に関する説明は後述)

※1【札幌市立地適正化計画】都市全体の観点から、都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策などについて記載する計画

※2【集合型居住誘導区域】都市再生特別措置法第81条に規定する居住誘導区域として札幌市立地適正化計画において設定された集合型の居住機能の集積を目指す区域

4-2 公園の『種類』に関する施策

公園の種類の実現像を実現するための、施策を公園の種類ごとに示します。

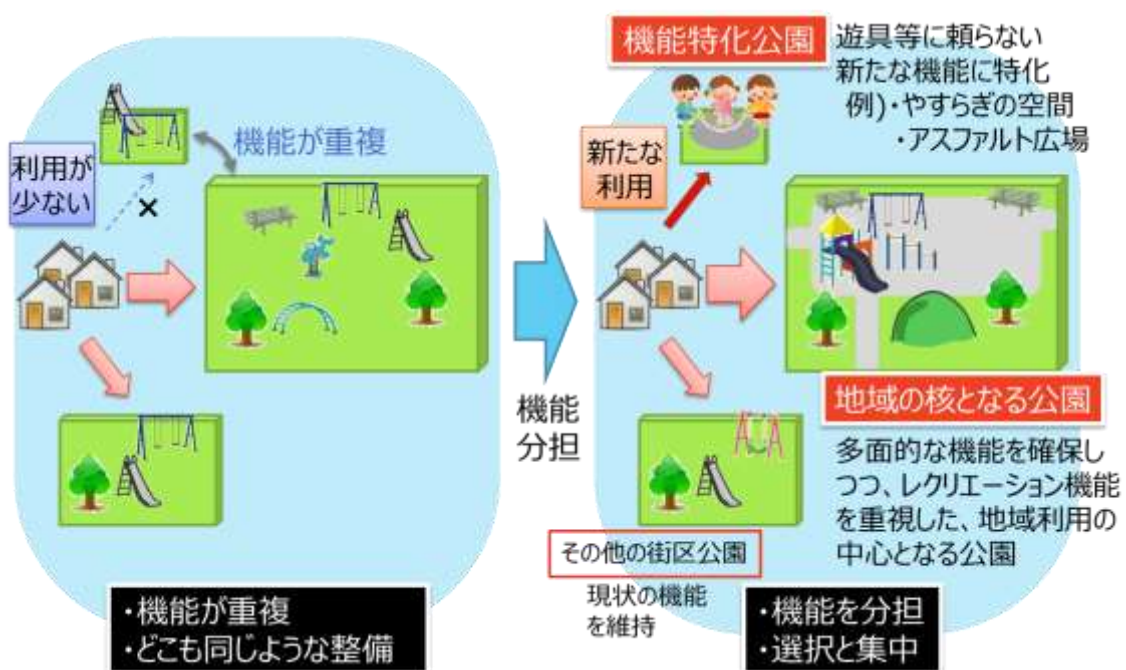
(1) 街区公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ①1,000 m²以上の公園において、「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ②街区公園の中から、「地域の核となる公園」「機能特化公園」を選び、機能分担を行うことでメリハリをつけながら、効果的な整備を進めます。
- ③狭小の公園しかない地域では、近接する複数の公園で、機能を分担し合うことで、「地域の核となる公園」に相当する機能の確保を目指します。
- ④その他の街区公園は、基本的に現状ある公園機能を維持します。

【③について】

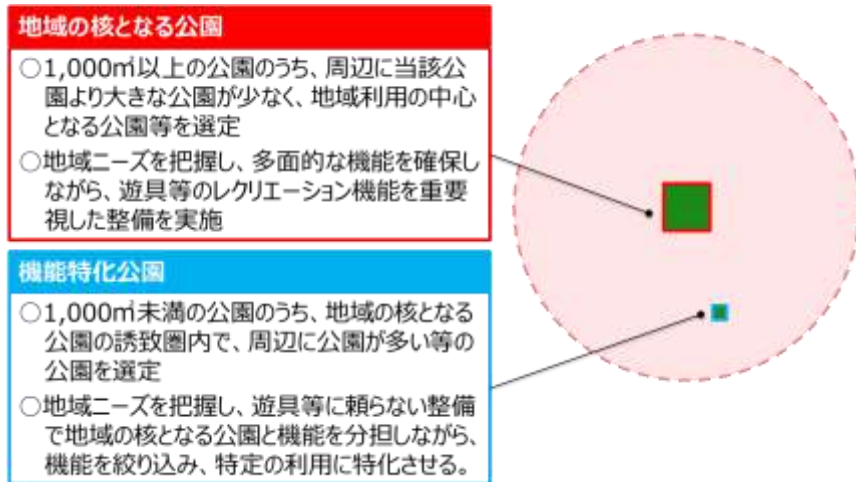
○狭小公園で機能を分担し合う場合、例えば、近接する2つの公園において、一方の公園は遊具に特化し、もう一方の公園は広場と休憩施設に特化する等の整備となる。



【街区公園の機能分担 イメージ】

○ 『地域の核となる公園』『機能特化公園』

機能分担を行うため、1,000㎡以上の公園のうち、周辺に当該公園より大きな公園が少なく、地域利用の中心となる公園等を「地域の核となる公園」に、1,000㎡未満の公園のうち、「地域の核となる公園」の誘致圏内で、周辺に公園が多い等の公園を「機能特化公園」に位置づけます^{※資料h}。



【「地域の核となる公園」と「機能特化公園」】

地域の核となる公園

- ①地域利用の中心となる公園として、地域のニーズに合った多面的な機能を積極的に確保します。
- ②「地域に必要な公園機能」を一通りそろえる中でも、子どもの重要な遊び場として、遊具等のレクリエーションの機能を重要視した整備を行います。

- 地区公園や近隣公園等、街区公園以外の種類の公園は、その整備内容や状況等によっては、地域の核となる公園を代替できる。



【地域の核となる公園の整備イメージ（全面再整備・拓北日の出公園・北区・3,560㎡）】

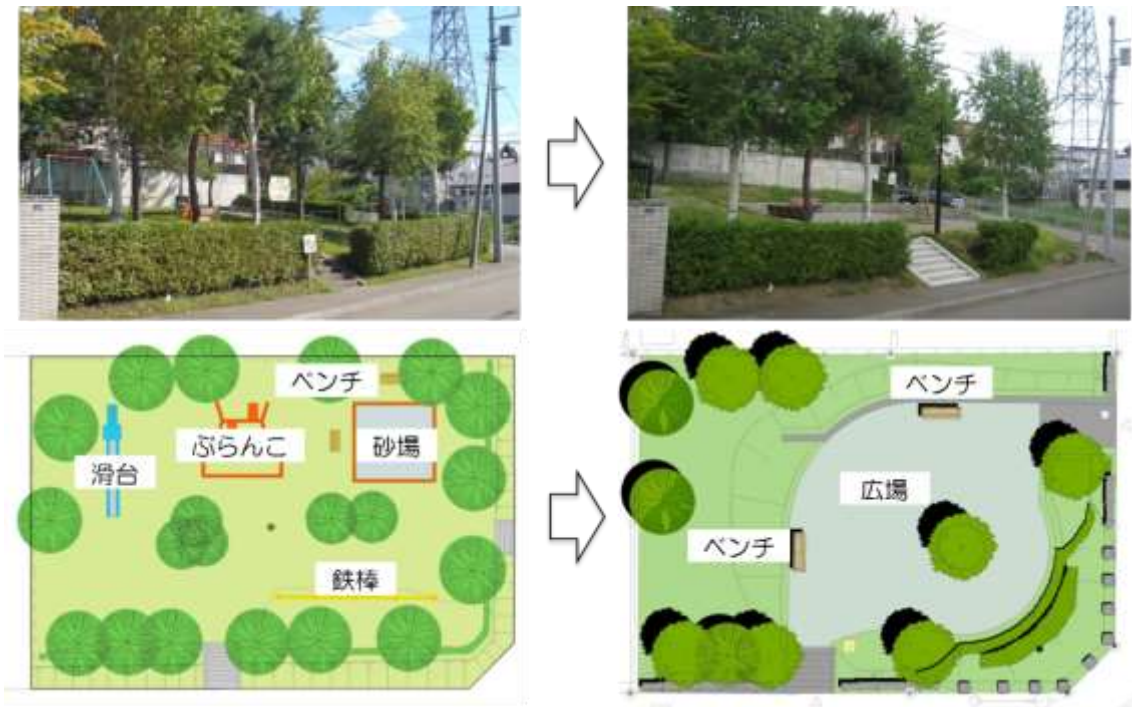
機能特化公園

- ①面積が小さく、「地域に必要な公園機能」を十分に確保できない中でも、効果的に利用を生み出すため、機能を絞り込み、特定の利用に特化させます。
- ②「地域の核となる公園」と機能を分担し、遊具等に頼らない整備を行います。

○ 地域のニーズに合った、特化した機能を設定する。

《例》「やすらぎ」…芝やベンチ等の整備主体に

「広場」…地域コミュニティや子どもの遊びに利用すると共に、冬季の雪置き※1場の範囲拡大にも繋がる。



【機能特化公園の整備イメージ（全面再整備・藻岩ころころ公園・南区・338㎡）】

※「やすらぎ」機能に特化した整備

※1【冬季の雪置き】（記載予定）

■ 機能分担に用いる2つの指標

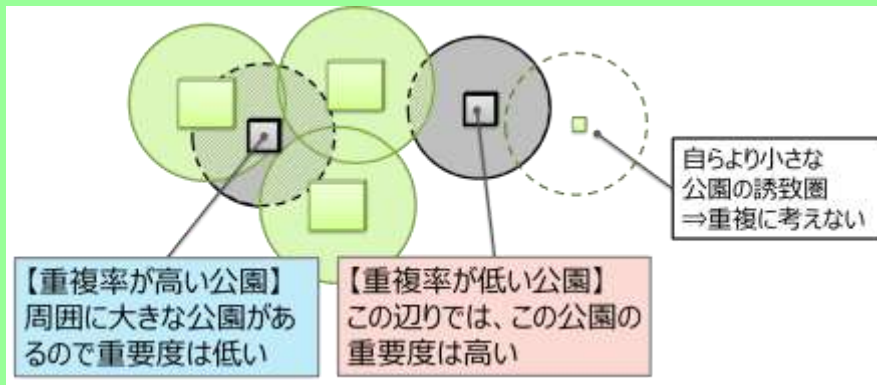
「地域の核となる公園」と「機能特化公園」の選択にあたっては、主に以下の2つの指標を用います。

指標① 面積

「地域に必要な公園機能」を最低限確保できる公園の面積である 1,000 m²以上の公園を「地域の核となる公園」の候補とし、1,000 m²未満の公園を「機能特化公園」の候補とします。

指標② 周辺の公園の少なさ

周辺の公園の規模や配置によって、公園の重要度は変わり、公園の利用数等に影響を及ぼします。そこで、誘致圏重複率^{※1}を設定し、周辺の公園の少なさを測ります。



【誘致圏重複率のイメージ】

上記指標①②のほか、河川や鉄道等の分断要素や、立地条件等から、総合的に判断します。

※1【誘致圏重複率】当該公園の誘致圏が、より面積の大きい公園等の誘致圏と重複する割合

整備手法

- ①「地域の核となる公園」および「機能特化公園」は、施設の老朽化状況や地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域ニーズを把握しながら、全面再整備を中心に行います。その際、「地域の核となる公園」とその誘致圏内の「機能特化公園」は、機能分担を効果的に進めるため、整備内容の検討を一体的に進めます。
- ②「地域の核となる公園」および「機能特化公園」の老朽化した施設は、今後の再整備の見通しを考慮したうえで、個別の施設更新等を実施します。
- ③その他の街区公園については、機能再編を行わず、老朽化に伴う施設更新等を実施します。

【①について】

- 「地域の核となる公園」を代替する地区公園や近隣公園等においても、整備内容の検討は「機能特化公園」と一体的に進める。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留する。ただし、状況に応じて、「使用禁止の処置」や「撤去」による安全確保は先行して実施する。

■ 既設公園の整備手法

		面的な機能再編（再整備）		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新（児童しを含む）
目的	施設の老朽化更新	○	○	○
	施設の機能や配置を大きく変える（機能再編）	○	○	×
対象範囲		公園全体	公園の一部	施設単体
整備後（例）				
		公園全体の機能を見直す（樹木等、活かせるものはそのまま）	遊具広場+ゲートボール場 ⇒ 幼児向け遊具広場+スキー山+芝生広場	ブランコを更新（この例の場合は、幼児用ブランコに更新）

(2) 近隣公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ①「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ②近隣公園には、特に下記の施設整備を重視します。
 - I ボール遊びや地域のイベントの実施が可能な大型広場、冬の遊びができるスキー山等、広い面積を活かした施設
 - II 街区公園よりも、対象年齢が幅広い遊具施設

【②について】

- 近隣公園で重視する施設を検討する際は、小学校区を意識する。身近な公園にとって重要な利用者である小学生にとって、小学校区は実質的な行動範囲である。



【多目的広場（新琴似中央公園・
北区・11,490㎡）】



【スキー山（北野中央公園・
清田区・29,705㎡）】

整備手法

- ①近隣公園に必要な機能の充足状況や、施設の老朽化状況、地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域ニーズを把握しながら、全面再整備や部分再整備を行います。
- ②老朽化した施設については、今後の再整備の見通しを考慮したうえで、個別の施設更新等を実施します。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留する。ただし、状況に応じて、「使用禁止の処置」や「撤去」による安全確保は先行して実施する。

(3) 地区公園

将来像の実現に向けた整備内容

- ①「地域に必要な公園機能」が満たされていない場合は、その整備を進めます。
- ②街区公園や近隣公園よりも幅広い利用目的に対応する施設（大型の芝生広場、長距離の周回園路等）を特に重視します。
- ③特徴や個性を踏まえた上で、施設の整備を検討します。

【②について】

- 地区公園は住区基幹公園である本来の位置付けを踏まえ、機能再編等の機会に施設を追加するときには、全市民の利用を想定した有料運動施設よりも、徒歩圏の住民が利用する施設等を優先させる。

【③について】

- 樹林が多い地区公園で、他の個性をもつ地区公園に比べ利用者数は少ない場合でも、樹林自体が大切な個性であることから、無理に樹林を切り拓いて遊具広場を拡大して利用者数を増やすようなことを行わない。



【大きな芝生広場（明日風公園・
手稲区・47,569 m²）】



【周回園路（熊の沢公園・
厚別区・74,625 m²）】

整備手法

- ①現在の特徴、個性を活かすことから、根本的な機能再編（全面再整備）は行わないが、地区公園に必要な機能の充足状況や、施設の老朽化状況、地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断した場合、地域ニーズを把握しながら、部分再整備を行います。
- ②老朽化した施設については、今後の再整備の見通しを考慮したうえで、個別の施設更新等を実施します。

【②について】

- 当面の再整備の計画がない場合は施設更新を実施し、再整備の計画が予定されている場合は施設更新を再整備まで保留する。ただし、状況に応じて、「使用禁止の処置」や「撤去」による安全確保は先行して実施する。

（４）総合公園・運動公園

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

各公園のコンセプト等に基づき、魅力を維持・向上できるような整備を進めます。このため、根本的な見直しは行わず、老朽化に伴う施設更新を基本としますが、魅力向上のため必要に応じて、部分再整備を実施します。



【前田森林公園・手稲区・597,258 m²】

(5) 都市緑地

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

緑の保全等のため、基本的に機能の再編は行わず、老朽化に伴う施設更新を実施します。なお、他の公園種類の性質・規模に近い場合は、該当する公園の種類の整備内容や整備手法を適用します。

- 他の公園種類の適用例
 - ・街区公園のように利用されている都市緑地 → 街区公園の方針を適用
 - ・多くの市民や観光客等が訪れるような、大型の都市緑地
→ 総合公園、運動公園の方針を適用



【街区公園の方針を適用（新川見はるかす緑地・北区・8,518 m²）】

(6) 特殊公園、緩衝緑地、緑道

将来像の実現に向けた整備内容と整備手法

個別の公園ごと、整備内容や整備手法を検討し、実施していきます。なお、他の公園種類の性質・規模に近い場合は、該当する公園の種類の整備内容や整備手法を適用します。

■ 既存の公園の整備（まとめ）

		面的な機能再編（再整備）		単体の整備
		全面再整備	部分再整備	施設更新 （見直しを含む）
総合公園・運動公園		×	○	○
地区公園		×	○	○
近隣公園		○	○	○
街区公園	地域の核となる公園	○	○	○
	機能特化公園	○	○	○
	その他	×	×	○
都市緑地、特殊公園、緩衝緑地、緑道		※	※	○

○：実施できる（公園種類ごとの整備手法の方針に沿って選択する）

×：基本的に実施しない

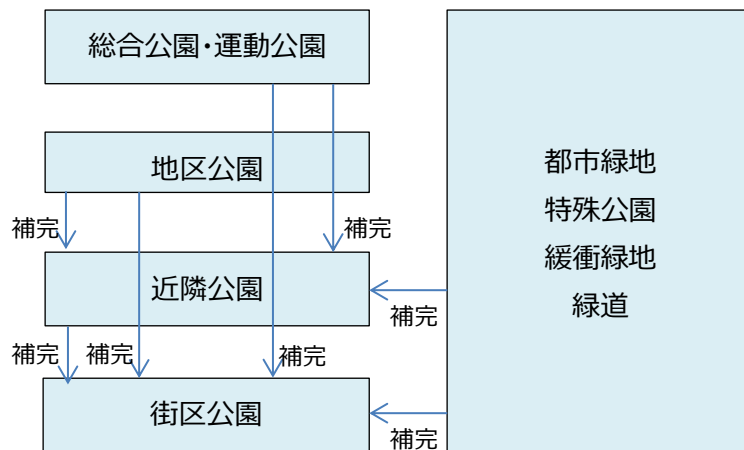
※：基本的に実施しないが、他の公園種類の性質・規模に近い場合、該当する公園の種類の整備手法を適用する。

（7）公園の種類間の運用

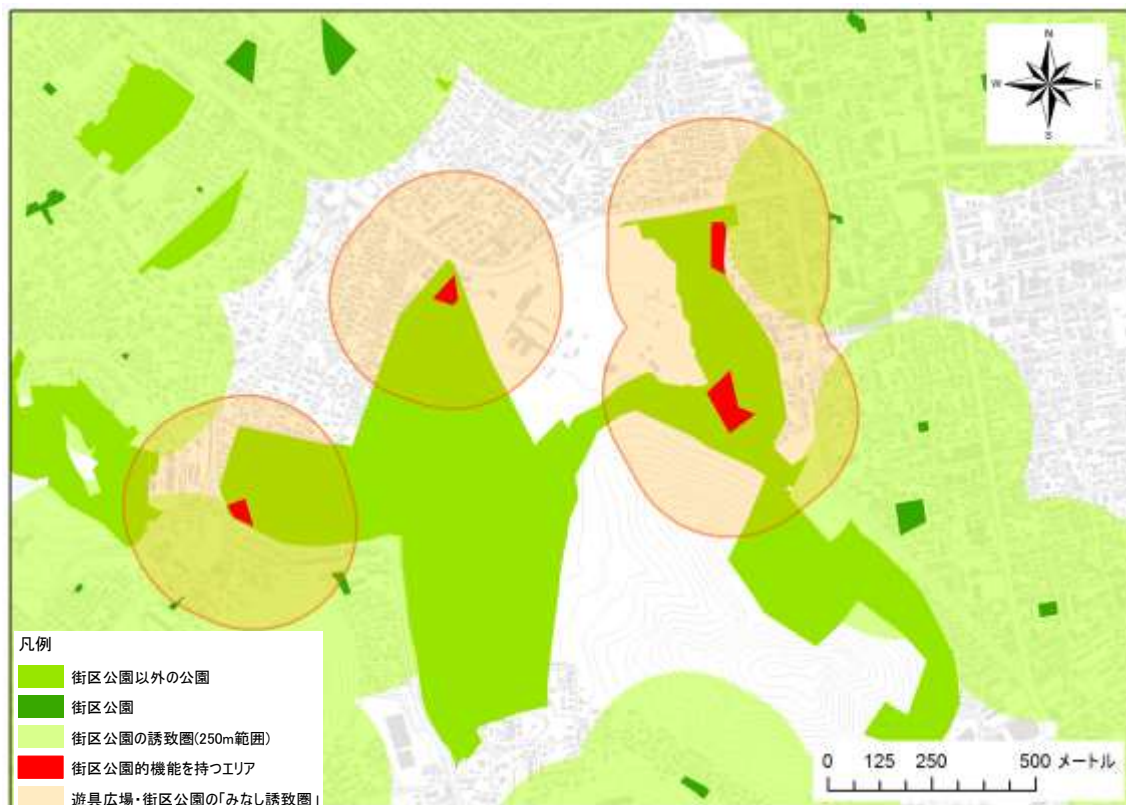
他の公園種類による街区公園、近隣公園機能の補完

地域に、街区公園や近隣公園の機能が不足する場合、周辺に他の種類の公園がある場合は、その公園を活用して補完することを進めます。

- ここでいう「補完」とは、街区公園や近隣公園が地域にないときに、遊具等、本来地域にあるべき施設を、当該地域の他の公園種類内の遊具等をもって、「みなし」として、代わりに補う考え。
- 機能を追加して補完を行う場合は、公園種類ごとに求められる機能が確保されている上で、さらに面積等に余裕がある場合に限る。
- 都市緑地等を用いて補完している場合、現在の利用状況や周辺の公園の状況等にあわせて見直しを行い、必要に応じて、補完している遊具等の施設を、緑等の本来求められる施設に戻すことを検討する。



【公園種類間の運用イメージ】



【街区公園機能の補完（円山公園≪総合公園≫・中央区）】

4-3 公園の『施設』に関する施策

公園の施設の将来像を実現するための、施策を示します。

(1) 公園施設の見直し

公園施設の見直し

- ①同種類の施設でも、低コストで耐用年数の長い施設の採用を優先します。
- ②公園の種類、規模や周辺の状況、利用量などから、費用対効果に見合う施設となっているかを検討し、施設総量のコントロールや、必要性に応じた配置の見直し等を進めます。

【①について】

- 耐用年数の長い施設として、遊具を木製ではなく鋼製にするなど、施設そのものの耐用年数が長いものを採用するだけでなく、外柵をフェンスではなく石を採用するなど、破損しにくい施設を採用することも効果が高い。

【②について】

- 見直しの際には、公園の種類誘致圏等を考慮する。
例) 近隣公園には、街区公園よりも対象年齢が幅広い遊具施設を重要と考えるが、想定される範囲外からの利用者が多数生まれるような、大規模なものには設置しない。
- 見直しには、「地域の核となる公園」「機能特化公園」のような、同一公園種類内の位置付けや他の公園種類への補完も考慮する。
例) 地域の核となる公園は、地域の中心となる公園となるので、街区公園の中でも、遊具等を重要視した整備を行う。

公園施設の見直し例は以下のとおりです。

■ 有料運動施設のあり方

- 野球場、サッカー場
(状況) 年間ピーク時の市内の利用率がほぼ 100%
(方針) 現状の施設数を維持
- テニスコート
(状況) 年間ピーク時でも、市内の施設の 1 割が空いている状態
(方針) ①総面数を削減 (低利用率コートを廃止または無料化)
②公園あたりの多面数化を推進

■ 公園のトイレのあり方

- (状況) 小規模な公園等で、利用の少ないトイレも多く見られる。
- (方針) 街区公園のトイレは、利用の多いトイレを除き、更新時に廃止を前提に検討する。

【平成 26 年度緑の審議会答申^{※資料 1}】

(2) 札幌市公園施設長寿命化計画の活用

本市では、公園施設の長寿命化計画を平成 28 年 3 月に策定し、市内の全ての公園を対象に、全施設の効果的、効率的な整備や維持管理に取り組んでいます。

札幌市公園施設長寿命化計画の活用

本市は公園数及び施設数が非常に多いことから、公園の機能分担や施設の見直しなどの考え方を、公園施設長寿命化計画に反映させ、公園施設の整備や維持管理を、さらに、効果的、効率的に進めます。

(3) 樹木について

公園樹木の植栽、確保

公園の緑は、都市の環境保全や景観向上に大きな役割を果たしています。今後の公園整備にあたっては、公園樹木を適切に植栽または確保し、良好な緑空間の形成に努めます。

- 詳細は「市街地に設置する公園における植栽設計指針(平成 18 年)^{※1}」による。



【烈々布公園（東区・3,136 m²）】

※1 【市街地に設置する公園における植栽設計指針】主として札幌市の市街地に設置する街区・近隣公園を対象とした、植栽計画検討にあたっての設計者向けマニュアル

(4) バリアフリー化

バリアフリー化

- ①特定公園施設^{※1}の設置・更新にあたっては、「札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」等^{※2}の基準に適合させることで、バリアフリー化を図ります。
- ②バリアフリー化は、老朽化による更新時のほか、再整備の機会等を捉えて、長寿命化計画に基づいて体系的に進めていきます。

【②について】

- 全面再整備等の際にバリアフリー未対応の特定公園施設がある場合、使用見込み期間^{※3}に満たなくてもバリアフリー化を図るため更新する。
- 老朽化による更新や再整備の機会に合わせる他、「新・札幌市バリアフリー基本構想^{※4}」において生活関連施設^{※5}となっている公園については、道路(生活関連経路^{※6})等と連携してバリアフリー化を進めていく。



【園路】



【駐車場】



【トイレ】

※1【特定公園施設】バリアフリー新法で規定される、基準に適合する必要がある施設。出入口から主要な公園施設等までの園路、休憩所、駐車場、便所、水飲場、管理事務所等

※2 この他、「札幌市福祉のまちづくり条例」等も対象となる。

※3【使用見込み期間】(記載予定)

※4【新・札幌市バリアフリー基本構想】施設が集積する地区において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進することをねらいとする、札幌市が策定した構想

※5【生活関連施設】高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設として、基本構想の中に位置付けるもの。

※6【生活関連経路】生活関連施設間を結ぶ経路

4-4 公園機能のさらなる充実へ

(1) 防災

市内の公園は、「札幌市避難場所基本計画^{※1}」において、広域避難場所^{※2}か一時避難場所^{※2}に指定され、地震や大火事の災害時に一時的に退避して身の安全を確保する避難場所として使用されます。一定期間の滞在を見越した収容避難場所^{※2}には、指定されていません。

避難場所に指定されている公園の中には、施設の老朽化が深刻化しているものも見られます。

避難場所に指定されている公園

- ①札幌市避難場所基本計画に定められている避難場所の機能に沿って整備を進めます。
- ②避難者の安全を確保するため、面積の大きい公園等では、老朽化施設の更新や広場等の確保を重点的に進めます。

- 本市の公園は、広域避難場所や一時避難場所に指定されていることから、防災上、広場が重要な施設となる。

※1【札幌市避難場所基本計画】「札幌市地域防災計画」に基づき、避難場所について整備方針を定めた計画

※2 避難場所

名称	概要
一時避難場所	発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所。公園や市立小中学校のグラウンドなど。
広域避難場所	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。大規模な公園やグラウンドなど。
収容避難場所	自宅で生活できない人等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所。

(2) 景観

公園は、季節感を享受できたり、良好な街並みを形成する効果があるなど、景観を構成する重要な要素であると言えることから、景観に配慮して整備する必要があります。また、景観に配慮して整備することは、公園自体の魅力向上にも寄与します。

景観

- ①公園の種類や地域特性をふまえ、景観に配慮した整備とします。
- ②公園から街並みや山並みなどを眺望する機能がある場合は、それを十分に配慮します。



【創成川公園（特殊公園・中央区）】



【旭山記念公園（特殊公園・中央区）】

(3) 冬季間の利用

本市では冬季、降雪のある期間が長いことから、冬季間の公園利用についても、十分に考慮する必要があります。

冬季間の利用

- ①冬季の公園利用は屋外を基本とします。
- ②スキーやそり滑りといった遊び等、冬季の利用に配慮します。

○ 特に、近隣公園や面積の大きい街区公園等には、そり滑り等が可能な、高さがある安全な築山(スキー山)の設置に努める。



【農試公園（運動公園・西区）】

第5章 運用にあたって

5-1 地域ニーズ

本方針は、緑の審議会の議論やパブリックコメント^{※1}のご意見を踏まえて作成しております。しかしながら、公園は、面積、地域特性等状況がさまざまであり、地域ニーズも多様です。したがって、本方針を全体の考えとして確立しながらも、機能再編を伴う再整備等、個々の公園整備にあたっては、基本的に地域ニーズを把握しながら、検討を進めていきます。

【地域ニーズをとらえる手法の例】

公園整備の規模や周辺住民への影響度、施設の利用層や、地域の将来的な人口動態等を踏まえて、適切な手法や対象者を選択することが重要です。

【手法例】

- ワークショップ^{※2}
- 住民説明会
- アンケート

【対象例】

- 利用想定範囲の居住者
- 小学校や幼稚園等の子どもの施設
- 公園の利用者に直接聴取

※1【パブリックコメント】市の原案について広く市民に公表し、文書やメール等で意見を求めるもの。

※2【ワークショップ】自由意見や参加者間の共同作業を通じて、合意形成を図るもの。

5-2 公園の管理、運営

本方針は、公園の「整備」に関する方針を示したものであり、整備後の「管理、運営」については、「札幌市公園施設長寿命化計画」による計画的な施設更新等が示されているに留まっております。

しかしながら、整備後も公園を快適に使用し、地域コミュニティの場など、活用を図っていくためには、市民・活動団体・企業などと連携して市民の満足度を高め愛着を育む、公園の「管理、運営」を進めていくことが重要となります。また、これらの中には、PPP^{※1}（P-PFI^{※2}等）等、公園の整備と密接に関係するものも多くあります。

今後、「管理、運営」に関する方針を検討する際には、本方針との連携を図るとともに、必要に応じて本方針の見直しも行うこととします。

5-3 方針の効果検証

実際に整備を進めていく中で、本方針の効果を検証する必要があります。

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015^{※3}」等の中期実施計画によって、公園の新規整備やバリアフリー化等、整備事業の進捗について把握するとともに、市民アンケート等を用いて、公園の機能分担や、公園種類ごとの整備方針等、魅力向上に関する効果について把握し、検証を行います。

検証結果を基に、必要に応じて見直しを行うことで、本方針をよりよいものに改訂しつつ、公園の魅力をより一層高めていきます。

※1 【PPP】 パブリック・プライベート・パートナーシップの略。官と民がパートナーを組んで事業を行う、官民協力の形態。

※2 【P-PFI】 プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う手法。

※3 【札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015】 平成 27～31 年度までの 5 年間に計画期間とし、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための「中期実施計画」として、本市の行財政運営や予算編成の指針となるもの。